

宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業の 募集を新たに開始します

東京都と公益財団法人東京観光財団は、宿泊事業者が「新しい日常」への対応に向けて取り組む非接触型サービスの導入等を支援します。

- 1 補助対象者** 旅館業法の許可（旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業）を受けて都内で営業する宿泊事業者
- 2 内容** 宿泊施設が新型コロナウイルス感染症対策を行う際の経費を補助
 - (1) 施設整備等に対する補助**
 - ① 補助対象経費** 自動チェックイン機、非接触型体温計、マスク、消毒液等の購入や自動ドア、自動水栓等への改修 等
 - ② 補助率** 3分の2
 - ③ 補助限度額** 1施設あたり400万円（消耗品購入のみの場合は100万円）
 - ④ 補助事業実施期間** 交付決定日から令和3年12月31日まで
※これまで補助対象外だった経常的な消耗品購入費等を補助対象とします。
併せて、令和2年5月14日以降で既に着手した対策も実施の確認ができれば対象とします。
（ただし、既に補助金の交付を受けているものは除く）
 - (2) アドバイザー派遣** 宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む際、専門家がアドバイスをを行います。上限5回（無料）
- 3 申請受付期間** 令和3年7月1日から令和3年10月31日まで（消印有効）
※ただし、受付期間中であっても、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
- 4 申請先等** （公財）東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課
宿泊事業者向け緊急支援担当
〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階
※申請書類や手続き方法等については、（公財）東京観光財団ホームページ
（<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/covid19-measures-yado/r3/>）をご覧ください。

【問い合わせ先】
<事業全般について>
産業労働局 観光部 受入環境課
電話 03-5320-4802
<申請方法等について>
（公財）東京観光財団
地域振興部 観光インフラ整備課
電話 03-5579-8463

